

令和 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

令和 7 年 3 月

豊 島 区 監 査 委 員

豊島区監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、
令和6年度財政援助団体等監査の結果を別添のとおり公表する。

令和7年3月13日

豊島区監査委員	小	沼	博	靖
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	星		京	子

目 次

	ページ
第1 監査の概要	1
1. 監査の目的及び対象	1
2. 監査の対象範囲	1
3. 監査の観点	2
4. 監査の実施期間	3
5. 監査の方法	4
6. 監査結果の基準	4
7. 監査執行上の除斥	5
第2 監査の結果	6
1. 豊島区土地開発公社 について	6
2. としまのちから について	6
3. コナミスポーツ株式会社 について.....	8
4. 公益社団法人 豊島区シルバー人材センター について.....	9
5. 一般財団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント について	11
6. 総括意見	12
第3 監査結果に対する改善等措置の報告.....	14
資料編（団体別概要）	15
I 豊島区土地開発公社	15
II としまのちから	20
III コナミスポーツ株式会社	22
IV 公益社団法人豊島区シルバー人材センター.....	25
V 一般社団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント.....	28

第1 監査の概要

1. 監査の目的及び対象

本監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、豊島区（以下、「区」という。）が財政援助等を行っている団体（出資団体、補助金等交付団体、指定管理者）に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施するものである。

また、併せて、団体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかなどについて監査を実施した。

本年度監査を実施した団体及び所管課は次のとおりである。

[監査対象団体及び所管課等]

監査対象団体等	所管課（監査対象課）
豊島区土地開発公社 【出資団体・補助金交付団体】	総務部 財産運用課
としまのちから 【指定管理者】 *対象施設：としま産業振興プラザ	文化商工部 生活産業課
コナミスポーツ株式会社 【指定管理者】 *対象施設：雑司が谷体育館	文化商工部 学習・スポーツ課
公益財団法人 豊島区シルバー人材センター 【補助金等交付団体】	福祉部 福祉総務課 高齢者福祉課
一般社団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント 【指定管理者】 *対象施設：中池袋公園	都市整備部 公園緑地課

上記のほかに、政策経営部行政経営課に対して制度全般の所管課として、外郭団体及び指定管理者制度に係る事項の監査を実施した。

また、総務部施設整備課に対して「豊島区区有施設の点検に関する要綱」の所管課として、施設管理に係る事項の監査を実施した。

2. 監査の対象範囲

区が出資した基本財産の管理状況及び主に令和5年度において区が交付した補助金の執行状況、区が指定管理者に委託している公の施設の管理状況など、出資団体、補助金等交付団体及び指定管理者への財政援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した。

3. 監査の観点

区が支出した公金が、団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行・運用されているかなどについて、次の観点に基づき監査を実施した。

(1) 出資団体

監査対象	監 査 の 主 な 観 点
団 体	○ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ○ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。 ○ 資金の運用は適切か。 ○ 経費節減は図られているか。 ○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所管部局	○ 出資目的に公益上の必要性が認められるか。 ○ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握しているか。 ○ 出資団体に対する指導・監督は適切に行われているか。

(2) 補助金等交付団体

監査対象	監 査 の 主 な 観 点
団 体	○ 補助金等は補助対象事業等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。他事業への流用等はないか。 ○ 補助金等交付申請、請求、受領手続き及び実績報告等は適時、適正に行われているか。 ○ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。 ○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所管部局	○ 補助金交付に係る規程（条例・規則・要綱等）は整備されているか。 ○ 補助金等の交付目的と補助対象事業等の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。 ○ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。 ○ 実績報告書等により、補助効果の確認及び支出の実態を十分に把握しているか。 ○ 補助金等交付団体に対する指導・監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

監査対象	監 査 の 主 な 観 点
団 体	○ 公の施設の管理は施設の目的や指定管理者制度の目的、趣旨を達成するものになっているか。 ○ 施設の管理運営業務は事業計画に沿って適切に実施されているか。 ○ 利用料金収入の徴収や施設管理の収支、公租公課及び成果配分の処理等に係る会計経理が適正に行われているか。 ○ 公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所管部局	○ 指定管理者の募集方法、選定方法、協定内容、管理運営経費等の取扱い、事業報告、事業評価等運用上の措置・手続きに関して「指定管理者制度運用指針」（以下、「指針」という。）に沿った運用が行われているか。 ○ 当該管理の業務及び経理の状況その他必要な事項について、適切に把握するとともに、指定管理者に対する指導・監督を遺漏なく行っているか。また、指定管理者との課題の共有及び解決に向けた協議を随時行っているか。
制度所管課 (行政経営課)	○ 指定管理者制度の適正な運用を図るために必要な事項について、指針の更新が行われているか。 ○ 指針等の記載内容について、指定管理者及び所管部局が正しく理解し、適正に運用できるものとなっているか。（指定管理者や所管部局の間で異なった解釈が生じることのないよう具体的に記載され、区における指定管理者制度全体の運用の統一性が確保されるものとなっているか。） ○ 指定管理者制度の運用に際し、指定管理者及び各所管課の実態を把握し必要な指導・助言を行っているか。

4. 監査の実施期間

団体に対する事務監査・公認会計士検査
令和6年10月1日、2日、8日、11日、17日
所管課に対するヒアリング
令和6年10月11日、21日、24日、29日、31日、11月1日
監査委員監査
令和6年12月2日、4日、5日、10日、11日

5. 監査の方法

監査委員監査をより効率的かつ効果的に進めるため事務局職員による事務監査及びヒアリングを先行して 10 月 1 日から 11 月 1 日まで実施するとともに、専門的視点から監査を補完するため、公認会計士による会計関係書類の検査を 10 月 1 日から 10 月 17 日まで実施した。

事務監査、ヒアリング及び公認会計士による検査は、監査対象団体及びその所管課から提出、提示を受けた関係資料に係る計数等の内容について確認し、各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行った。

監査委員監査は、事務監査及び公認会計士による検査結果等を踏まえ、12 月 2 日から 12 月 11 日まで実施した。監査委員監査においては、提出された監査資料に基づき各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行うとともに、対象施設の管理状況等に係る現地視察を行った。

6. 監査結果の基準

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査の結果及び地方自治法第 199 条第 10 項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」（平成 29 年 1 月 16 日豊島区監査委員協議会決定）に基づき述べる。

〔監査結果における指摘事項等の基準〕

1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3. 意見・要望

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

7. 監査執行上の除斥

星京子監査委員は、令和5年5月28日から令和6年5月26日まで豊島区土地開発公社の評議員に委嘱されていたことから、地方自治法第199条の2の規定により豊島区土地開発公社の監査は除斥とした。

第2 監査の結果

1. 豊島区土地開発公社 について (所管課：財産運用課)

【1】指摘、指導事項

特に指摘、指導する事項は認められなかった。

2. としまのちから について (所管課：生活産業課)

【1】指摘事項

特に指摘する事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 納付金の納付時期について

区ととしまのちからが締結した「令和5年度としま産業振興プラザ指定管理協定書」(以下、「IKE Biz 年度協定書」という。)第6条によれば、としまのちからは収支報告書を区に提出後、区の請求を受け5月31日までにカフェ・レストラン運営にかかる納付金を一括納付すると規定されている。

生活産業課は納付期限を令和6年5月16日とした納入通知書を同年5月7日郵送にて交付したが、としまのちからは期限までに納付できず収入未済となった。その後、生活産業課は令和6年6月1日付けで令和6年度への収入未済額繰越を行い、同年6月12日、区に収入された。

としまのちからが納付期限を守ることができなかった理由を確認したところ、構成団体である株式会社プロントコーポレーションのシステム改修の影響によるとの説明を受けたが、一般にシステム改修の実施は事前に予定されており、影響回避の対策を講じることが可能であることが推測される。

としまのちからは、協定書の内容を守ることが困難な事情が発生した場合、区と調整を行うことでIKE Biz 年度協定書により規定された納付期限を守るよう手続きを行われたい。

生活産業課においては、事前に注意喚起等を行うことで期限までの納付を確実にされるよう工夫されたい。

(2) 会計処理に関する課題について

①未払い消費税の計上

としまのちからが作成した収支報告書には、支出の項目に「その他公租公課」の欄があり、その備考欄に「消費税未払い分」との注記がされているものの、実際に計上されている内容は、「インボイス未登録事業者」に対応す

る消費税分（免税事業者への支払いでインボイスの未登録事業者の仕入れ税額控除が出来ない 20%分の消費税）の合計額であった。本来この欄に記載すべき消費税未払い分とは、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額である。

としまのちからは、収支報告書の内容を確認し、計上内容を改められたい。
生活産業課においては、報告書等の内容を適正に確認し指導が行えるよう、会計処理に関する知識の向上を図られたい。

② 自主事業における収支報告書の作成

としまのちからから提出された、令和5年度分の自主事業における収支報告書を確認したところ、税抜き額により報告されていた。区では、指定管理者から提出される収支報告書は税込み額により作成するよう求めている。
としまのちからは、区の求める方法による報告を行われたい。
生活産業課においては、報告書の内容を適正に確認し指導を行われたい。

③ 体育室利用回数券の収支報告書への計上

としまのちからは、としま産業振興プラザ（以下「IKE Biz」という。）における体育室の個人利用回数券について販売時に収入として会計処理しているが、回数券には利用期限がなく年度をまたいだ使用がされているため、実際に使用された時点において収入として会計処理するべきであった。
としまのちからは、販売済み且つ未使用分の数の把握を行ったうえで、販売時には前受け金として会計処理を実施し、その後、使用時に収入として会計処理を行われたい。

【3】意見・要望

（1）カフェの営業について

IKE Bizに設置されたカフェ（現、純喫茶いけびず）は、当該施設の指定管理者において自主事業として運営することを公募時の条件としているが、平成29年5月にリニューアルオープンしてから現在まで収支がマイナスとなっている。

としまのちからの構成団体である株式会社プロントコーポレーションが本業で培ったノウハウを活用し、業績の改善に向けた様々な試みを実施しているところではあるものの、事業の黒字化は困難な状況にある。

区はカフェについて施設利用者のための共益施設としての意義を認めているものの、収支が均衡していないことから事業の継続には懸念がある。

生活産業課は、としまのちからの自助努力に任せるだけでなく、施設利用者のための共益施設として、安定的なサービスの継続のために、当該施設におけるカフェ事業のあり方を改めて検討するなど、引き続き施設利用者の利便性向上に寄与する施設の運営に尽力されたい。

3. コナミスポーツ株式会社 について (所管課：学習・スポーツ課)

【1】指摘事項

特に指摘する事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 会計処理に関する課題について

① 収支報告における消費税の計上方法について

コナミスポーツ株式会社は、雑司が谷体育館の収支報告書において、消費税の課税の対象とならないもの（給与・賃金、保険金・共済金、租税公課など）にも、消費税相当分として10%を加算し計上していた。

これは、企業会計が税抜き処理であるものの、区への報告は税込み処理となることから、当該施設の会計担当者が誤って全ての支出額に1.1を乗じることによって税込み額として収支報告書を作成していたためである。

また、仮受消費税と仮払消費税の相殺により納付する未払い消費税について、収支報告書「その他公租公課」欄への計上を行っていなかった。

コナミスポーツ株式会社は、消費税が課税されない「不課税取引」等があることや、仮受消費税と仮払消費税の差額を計上すべきであることを認識し、収支報告書の内容を修正されたい。また、会計処理に関する知識を深められたい。

学習・スポーツ課においては、報告書等の内容を適正に確認し指導が行えるよう、会計処理に関する知識の向上を図られたい。

② プリペイドカード精算額の計上について

雑司が谷体育館を利用する際に施設利用料の支払いに使用できるプリペイドカードは、全ての区立体育施設において使用可能である。そのためプリペイドカード購入施設と利用施設が異なる場合があり、プリペイドカードの販売及びその使用状況に関する精算を年度ごとに実施している。

精算の時期が年度終了後であるため、コナミスポーツ株式会社は精算額を翌年度の収支報告書へ計上しているが、指定管理は年度管理であることから、指定管理者が作成する収支報告書においては、当該年度分に計上すべきである。

コナミスポーツ株式会社は、収支報告書の内容を改められたい。

【3】意見・要望

(1) 利用者用コインロッカーについて

雑司が谷体育館の利用者用コインロッカーは区の備品を使用しているが旧式のもので使い勝手が悪いとの意見がある。

また、コインロッカー使用時、1回10円の利用者負担がある。これは「豊島区立体育施設条例施行規則」を根拠とするものであるが、他の区立体育施

設では指定管理者からの提案によりコインリターン式ロッカー（硬貨を入れて鍵を施錠し、開錠するときに使用硬貨が返却される仕組みをもった錠前ロッカー）を採用している。

コインロッカーは体育施設の利用者が着替えなどを入れるものであり、利用者にとっての利便性に直接影響する。他の区立体育施設と同様にコインリターン式ロッカーを採用するなど、より利用しやすいものとする事で利用者満足度の向上が期待される。

学習・スポーツ課は、備品の更新時期や指定管理者を新たに公募するタイミングなどを捉えコインロッカーの入れ替えも含めた検討をされたい。

4. 公益社団法人 豊島区シルバー人材センター について (所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、施設整備課)

【1】指摘、指導事項

特に指摘、指導する事項は認められなかった。

【2】意見・要望

(1) イメージアップによる入会促進について

全国のシルバー人材センター会員数は平成 21 年度の 79 万人をピークに、それ以降は減少に転じ、昨年度は約 67 万人にまで落ち込んだ。定年延長や再雇用制度が広がるなど高齢者の働き方の変化が要因と考えられ、入会促進の取組みが全国的な課題となっている。

シルバー人材センター会員数の推移（全国） 出典：全国シルバー人材センター事業協会

年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 21 年度
会 員 数	676,756 人	681,739 人	686,651 人	698,419 人	715,558 人	791,859 人

そうした中、公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下、「センター」という。）では入会促進のための情報発信に注力し、入会説明会の開催回数を増やすと共に W E B 上で説明会を受けられるようにするなどの充実を図っている。

豊島区シルバー人材センター会員数の推移

年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
会 員 数	1,562 人	1,600 人	1,582 人	1,562 人	1,601 人
男	953 人	986 人	996 人	991 人	1,009 人
女	609 人	614 人	586 人	571 人	592 人
入 会 率	2.20%	2.26%	2.24%	2.21%	2.26%
男	2.99%	3.10%	3.15%	3.13%	3.19%
女	1.56%	1.58%	1.51%	1.46%	1.51%

※入会率は 60 歳以上のとしま区民に対する割合

※区の人口は各年度 1 月 1 日現在、会員数は 3 月末現在

また、男性に比べ入会率の低い女性の入会率向上のためミモザ委員会（女性委員会）の活動を活発化し様々なイベントに積極的に参加するとともに、女性会員向けの講座や交流会等を開催している。

更に、今年度は新たな入会促進の取組みとして、PRパンフレット「就業紹介パンフレット—あなたに合ったお仕事が、必ずある—」を作成した。PRパンフレットは実際にセンターが受注している多様な仕事内容などが分かりやすく掲載されているとともに生き生きと働く会員の姿が掲載されていることで、会員の獲得だけでなく発注元である事業者へのPRパンフレットとしても力を発揮しうるものとなっている。

就業紹介パンフレット



（裏表紙／表紙）

（お仕事紹介のページ）

これら新たな取り組みが、センターの更なる発展及び会員数の向上につながることを期待する。

（２）インボイス制度開始に伴う対応について

令和5年10月に開始したインボイス制度^{*1}により、センターと免税事業者^{*2}である会員との取引について、消費税の仕入れ税額控除が受けられず、センターとして新たな納税コストが発生することとなった。このためセンターは「納税資金積立資産」をあらかじめ2,225万円積み立てるなど事前の準備をしてきたものの、令和6年度末には積立資産はほぼ尽きてしまうことから、新たに安定した事業継続に向けた対策が必要である。

既に区との契約においては、契約金額の増額を要請するなど、具体的な対応が進められているとの説明を受けた。

民間事業者等からの発注分については、令和6年11月に施行したフリーランス法^{*3}に、より適合した契約方法への変更による対応を検討している。この変更によって、現行の、センターが受託した業務を会員に再委託する契約から、発注者である民間事業者等と会員が直接契約を行い、センターは発注者と会員の間で調整事務を行うことになるため、発注者が支払う料金は、会員への報酬（会員業務委託料）とセンターの事務費（センター業務委託料）の2種類になる。

ただし、発注者と会員が直接契約を行うことから会員への報酬のインボイスの発行は会員が行うことになるものの、会員は一般的に免税事業者のためインボイスの発行ができず、発注者と会員の取引では、消費税の仕入れ

税額控除が適用されない。このことをマイナスと捉える発注者もいると思われるため、丁寧な説明を尽くし発注者の理解を得ることが重要である。

会員と発注者が直接契約を結ぶことで、センターの納税コストの増大が抑えられると共に、会員は発注者との間でフリーランス法による保護を受けることができるようになるといった点は好ましい変化である。

制度変更に伴う契約変更等の対応においては、会員及び発注者の理解を得るなど困難も予想されるが、シルバー人材センターの活動は、高齢化社会における重要な事業である。センターは事業の継続を図るため、確実かつ最適な対応策を実施されたい。

※1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）

令和5年10月1日から開始した複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式で、仕入税額控除を受けるためには、一定の要件を満たした適格請求書（インボイス）の発行・保存が必要になる。

免税事業者である会員はインボイスを発行できないため、センターは会員分担金に対する消費税の納税義務を負担することとなった。

※2 免税事業者

消費税の申告や納付を免除されている事業者のことで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者が該当する。免税事業者はインボイスの発行ができなため取引先の課税事業者は免税事業者との取引で仕入税額控除を受けることができず、取引で発生した消費税額分を負担することになる。

税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することでインボイス発行事業者として課税事業者に切り替えることも可能である。

※3 フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）

令和6年11月1日施行した、フリーランスと発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とした法律である。

センターの会員もフリーランスに該当する。

5. 一般財団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント について （所管課：公園緑地課）

【1】指摘事項

特に指摘する事項は認められなかった。

【2】指導事項

（1）防犯カメラ映像の提供に関わる報告について

豊島区立中池袋公園に設置された防犯カメラ映像の提供を目白警察署より求められ、防犯カメラの映像を管理する一般財団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント（以下、「エリマネ」という。）の再委託業者が提供を行った。再委託業者は委託契約により行うこととされている提供に関する記録等を残すなど適正な処理を行ったうえで提供を行い、エリマネに報告を行った。

個人情報の提供には、区との事前協議を必要とするが、協議に関する書類の提示がなかった。確認したところ口頭で協議を行ったため書類の保存はないとの説明を受けたが、防犯カメラの映像には個人情報が含まれる情報として対応し、協議の記録を残しておくべきである。

また、区に提出された「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」の保有する個人情報に「防犯カメラの映像」が含まれていなかった。

これら対応の不備は、特定の人物を判別可能な画像は個人情報ととらえるべきであるが、その認識が不足していたためである。

個人情報の取扱いについては細心の注意を払う必要があることから、エリマネは個人情報の管理に関する理解を深め、そのうえで記録を残すことの重要性を認識するとともに、適正な報告書の提出を行われたい。

公園緑地課においても個人情報の管理について理解を深めるとともに、指定管理者から提出される報告書等の内容を確認し、不備等に対する指導を行われたい。

(2) 未払い消費税の計上について

エリマネは、仮受消費税と仮払消費税の相殺により納付する未払い消費税について、収支報告書「その他公租公課」欄への計上を行っていなかった。

エリマネは、収支報告書の作成に当たり仮受消費税と仮払消費税の差額を計上されたい。

公園緑地課においては、報告書等の内容を適正に確認し指導が行えるよう、会計処理に関する知識の向上を図られたい。

6. 総括意見

(所管課:行政経営課、各所管課)

(1) 会計処理に関する課題について

今回の財政援助団体等監査においては、指定管理者が行った会計処理に関して、監査の対象となった3者全てが何らかの指導を受けている。

また、所管課の会計処理に関する理解も深まっておらず、指定管理者から提出された報告書の内容が適正であるかの判断を行えず、指導・監督が不十分な状況が見受けられる。

行政経営課によれば、会計処理に関する説明会などを実施し、理解を深めべく努力を行っているとのことではあるものの、十分に機能しているとはいいがたい状況である。他自治体の例なども研究の上、会計処理において誤りが生じにくい方法を検討するとともに、会計処理に関する理解がまだ深まっていない実務担当者にとって、わかりやすく丁寧な説明資料が提供されることを期待する。

(2) 指定管理者運用指針の理解不足について

行政経営課は、指定管理に関わるガイドラインとして指針を作成し、それに従った運用を行うよう求めているものの、指針の内容に関する理解が、所管課及び指定管理者双方で深まっていないことが懸念される。

例えば一般管理費を計上する場合、算出根拠を明記することとなっているが、今回の監査対象である指定管理者3者のうち2者（1者は一般管理費の計上なし。）は、算出根拠の記載を行っていなかった。このように、指針において行うべきとされていることが実行されていない現状が見受けられる。

所管課においては、指針を精読し、理解を深めたうえで適正な運用を行い、指定管理者に対する指導をされたい。

また、行政経営課においては、例えば過去の不適切な事例を紹介するなど、所管課及び指定管理者の理解が深まるような工夫を行うことを期待する。

（3）自主事業における施設利用料金の免除について

IKE Biz の指定管理においては「指定管理者が自主事業の実施に当たり有料の貸室を利用する場合の料金は無料とする」としているが、同様に自主事業を行う区立体育施設では、「自主事業は指定管理事業における利用枠を買い取ったものとみなし、その分の利用料（貸切）収入を指定管理会計における利用料金収入に計上する」といった考え方を採用している。

利用料金の免除については、それぞれの施設の条例施行規則に「免除することができる」と規定されていることから、どちらの対応も誤りではないが、同種の事業を実施する施設において異なるルールを採用するならば合理的な理由を要するべきであるものの、十分な説明は得られなかった。

IKE Biz に指定管理を導入した平成17年度時点では、非公募により区の外郭団体である公益財団法人としま未来文化財団が指定管理者となった。公的な基盤のある組織が管理を行っていたことから、自主事業実施時の利用料金を免除とする措置を取っていたことも理解できるが、現在は公募により民間事業者が指定管理を行うなど条件が変化している。

行政経営課においては、条件整理を行い指定管理者が実施する自主事業における利用料金の免除について整合が図られるよう検討されたい。

所管課においては、指定管理の公募のタイミングにより、行政経営課の整理した考え方を基に、募集要項及び管理基準等を見直されたい。

としま産業振興プラザ条例施行規則

第12条 条例第12条第1項の規定に基づき利用料金を減額又は免除する場合は、次の各号に定めるところによる。
(1) 区が主催若しくは共催して、又は指定管理者が主催して施設等を利用するときは、利用料金を免除することができる。

*第17条（指定管理者による管理を行う場合の本規則の読替え）により読替え済み。
*条例第12条：使用料の減免

豊島区立体育施設条例施行規則

第5条 条例第6条第1項に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に定めるところにより行うことができる。
(1) 豊島区若しくは豊島区教育委員会が主催若しくは共催する体育大会等、区立学校が体育授業その他の体育に関する教育活動に利用するとき又は条例第14条の規定により体育施設の管理業務を行う指定管理者が主催して当該管理業務に係る体育施設を利用するとき。 免除

*第21条（指定管理者による管理を行う場合の本規則の適用）により読替え済み。
*条例第6条：使用料の減免、条例第14条：指定管理者による管理

第3 監査結果に対する改善等措置の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指導事項等各事項について改善等の措置を講じられた時は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員あて通知されたい。

なお、事務監査及び監査委員監査の際、各団体及び各所管課の事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

資料編（団体別概要）

※この「資料編（団体別概要）」は、令和6年8月及び9月に各団体から提出された資料に基づき作成している。
なお、本文及び表中における数値は、特にことわりがない場合、令和5年度における実績値である。

I 豊島区土地開発公社

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

- (1) 名 称：豊島区土地開発公社（以下「公社」という。）
- (2) 所 在 地：豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号豊島区役所内
- (3) 代 表 者：理事長 天貝 勝己

2. 資産の総額

基本財産：500 万円（区が全額出資）

3. 目 的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的とする。

4. 事 業

- (1) 土地の取得、管理、処分等
- (2) 土地の取得のあつせん、調査、測量その他これに類する業務

5. 組 織（令和6年4月1日現在）

理事 12 名、監事 2 名、評議員 14 名、職員 10 名（区職員兼務）

6. 監査対象区分

出資団体、補助金交付団体

第2 出資、補助金等交付の内容

区は、公社の基本財産を出資しているほか、「豊島区土地開発公社運営費負担金交付要綱」に基づく運営費負担金の交付及び「豊島区土地開発公社運用資金の貸付けに関する要綱」に基づく資金の貸付けを行っている。

1. 基本財産の状況

(単位：円)

区 分	金 額
基本財産の額	5,000,000
運用の方法	
定期預金	4,940,000
出 資 金	60,000
運用益の額	1,611
受 取 利 息	111
受取配当金	1,500

2. 負担金の状況

令和5年度に区は運営費負担金331,000円を公社に交付した。

そのうち執行済額は303,278円で、残額27,722円は準備金として令和6年度に繰り越された。

(単位：円)

区 分		金 額
交 付 額		331,000
執行済額		303,278
内 訳	報 酬	196,000
	需用費	3,268
	役務費	34,010
	公課費	70,000
残 額		27,722

3. 貸付金の状況

「第4 事業の実績 4. 資金関係 (2) 区からの借入金の状況」(18頁)に記載している。

第3 決算の状況

1. 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金 額 (円)	勘定科目	金 額 (円)
流動資産	503,060,697	流動負債	146,303,285
現金及び預金	1,870,632	事業未払金	0
公有用地	501,190,065	短期借入金	146,303,285
事業未収金	0	固定負債	354,886,780
固定資産	5,000,000	長期借入金	346,047,171
出資金	60,000	区借入金	8,839,609
長期定期預金	4,940,000	資本金	5,000,000
		資本財産	5,000,000
		準備金	1,870,632
		前期繰越準備金	1,841,299
		当期純利益	29,333
資産の部合計	508,060,697	負債及び資本の部合計	508,060,697

2. 損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

勘 定 科 目	金 額 (円)	
1. 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	124,371,932	124,371,932
2. 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	124,371,932	124,371,932
事業総利益		0
3. 販売費及び一般管理費		
(1) 経費		
一般管理費	303,278	303,278
事業損失		303,278
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	111	
(2) 受取配当金	1,500	
(3) 区負担金	331,000	332,611
経常利益		29,333
当期純利益		29,333

第4 事業の実績

1. 用地の取得

区との土地等取得依頼契約に基づき、土地2件、面積135.50㎡を買収総額146,303,285円で取得した。

(単位：円)

取得年月日	用地	地区	面積	買収金額
令和5年4月3日	不燃化推進特定整備事業	巢鴨五丁目	68.45㎡	94,855,059円
令和5年9月7日	不燃化推進特定整備事業	駒込六丁目	67.05㎡	51,448,226円
合 計			135.50㎡	146,303,285円

(注) 買収金額の内訳は、土地代金、物件移転補償金である。

2. 用地の管理

令和6年3月31日現在、令和4年度に取得した321.88㎡と令和5年度に取得した135.50㎡を合わせた457.38㎡の用地を管理している。

3. 用地の処分

令和4年度に取得した1件について、区へ売却した。

(単位：円)

取得年月日	用地	面積	売却金額	買収金額
令和5年5月1日	居住環境総合整備事業	141.31㎡	124,371,932円	123,200,206円

4. 資金関係

(1) 協調融資銀行団からの借入金の状況

令和5年度は、8件、総額329,150,526円を協調融資銀行団の各金融機関より借り入れた。このうち、年度内に元金9,497,262円及び利息4,125,375円、合計13,622,637円を償還し、年度末の借入金残高は319,653,264円である。

令和5年度以前の借入金については、令和4年度に借り入れた286,400,136円のうち、令和5年度には、元金113,702,944円及び利息3,306,267円、合計117,009,211円を協調融資銀行団の各金融機関に支払った。

借入年度別償還額は次表のとおりである。

[借入年度別償還額]

(単位：円)

借入額		償還額		令和5年度末 借入残高
年度	借入金額	既償還額	令和5年度償還額	
令和 4 年度	286,400,136	元金 0 利息 2,579,693 合計 2,579,693	元金 113,702,944 利息 3,306,267 合計 117,009,211	172,697,192
令和 5 年度	329,150,526	元金 0 利息 0 合計 0	元金 9,497,262 利息 4,125,375 合計 13,622,637	319,653,264
合計	615,550,662	元金 0 利息 2,579,693 合計 2,579,693	元金 123,200,206 利息 7,431,642 合計 130,631,848	492,350,456

(2) 区からの借入金の状況

協調融資銀行団の各金融機関への支払利息計 7,077,798 円を区から借り入れる一方、令和5年度売却土地分の区借入金計 817,882 円を区に償還した。

借入額及び償還内訳額は下表のとおりである。

[借入額及び償還内訳額]

(単位：円)

取得 年度	用 地	令和4年度 末借入残高	令和5年度		令和5年度 末借入残高
			借入額	償還額	
令和 4 年度	居住環境総合整備事業用地	2,579,693	2,970,844	817,882	4,732,655
令和 5 年度	居住環境総合整備事業用地 不燃化推進特定整備事業用地	-	4,106,954	0	4,106,954
合 計		2,579,693	7,077,798	817,882	8,839,609

Ⅱ としまのちから

第1 団体の概要

1. 名称、所在地、代表者及び資本金

(1) 名 称：としまのちから

(2) 代表団体及び構成団体の名称、所在地及び代表者

① 代表団体：サントリーパブリシティサービス株式会社

所 在 地：東京都江東区豊洲三丁目2番24号

代 表 者：代表取締役社長 千 大輔

資 本 金：1億円

② 構成団体：株式会社東京ドームファシリティーズ

所 在 地：東京都文京区後楽一丁目3番61号

代 表 者：代表取締役社長 手島 康彦

資 本 金：2,500万円

③ 構成団体：株式会社プロントコーポレーション

所 在 地：東京都港区港南一丁目8番27号

代 表 者：代表取締役社長 杉山 和弘

資 本 金：1億円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

(1) 名 称：としま産業振興プラザ

(2) 所在地：豊島区西池袋二丁目37番4号

2. 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

3. 指定管理料等

「令和5年度としま産業振興プラザ管理業務 年度協定書」に基づく支出

令和5年度指定管理料：71,249,000円（年度協定書第4条）

（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 指定管理業務の範囲

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用承認、不承認、承認取消し並びに利用の停止に関する業務
- (3) 中小企業の振興及び勤労者の福祉の向上に資する業務
- (4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 決算の状況

1. 収支状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入		支出	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
指定管理料	71,249,000	人件費	52,757,063
(キャッシュレス事業)	(942,000)	事務費	9,551,596
レベルアップ事業収入	326,840	施設費	35,707,515
利用料金	35,755,727	事業費	2,961,327
その他	774,561	その他	230,039
		一般管理費	6,600,000
収入合計	108,106,128	支出合計	107,807,540
		収支差額	298,588

第4 事業の実績

1. 開館状況

開館日数	347 日
休館日数	18 日
開館時間	午前9時～午後9時30分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日) 毎月最終週の月曜日 (祝日及び年末に当たる場合は前週月曜日)

2. 施設の利用状況

稼働率	76.9 %
団体登録数	7,093 団体
利用人数	113,625 名
利用料収入	35,755,727 円

Ⅲ コナミスポーツ株式会社

第1 団体の概要

1. 名称、所在地、代表者及び資本金

- (1) 名 称：コナミスポーツ株式会社
所 在 地：品川区東品川四丁目10番1号
代 表 者：代表取締役社長 室田 健志
資 本 金：1億円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

- (1) 名 称：雑司が谷体育館
(2) 所在地：豊島区雑司が谷三丁目1番7号

2. 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

3. 指定管理料等（令和5年度執行額）

指定管理料	75,984,000円
券売機の適格請求書等保存方式対応に係る経費	213,400円
スポーツ振興施策推進事業費	1,074,597円
修繕費	6,000,000円
施設利用中止に係る損失補てん ^{※1}	42,300円
追加修繕費 ^{※2}	1,388,700円

※1 降雪に伴う施設利用中止（令和6年2月5日～6日）による損失額

基本協定書第36条第1項別表1リスク分担表に定める「区の要請による業務変更・停止」により区が負担

※2 基本協定書第20条第2項に基づき区の承認を得て実施した修繕に係る経費のうち、年度協定書第7条第1項で定めた修繕費を超える額

4. 指定管理業務の範囲

(1) 施設の利用に関する業務

- ① 利用申請の受付、承認、不承認及び利用の取消しに関する業務
- ② 利用料金の収納、減免、還付に関する業務

(2) 事業に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

雑司が谷体育館の他に教育センター、雑司が谷地域文化創造館、ぞうしがやこどもステーション等を含む千登世橋教育文化センター全体の維持管理で、維持管理には全事業所間の情報把握、共有、相談、調整業務を含む

(4) 前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 決算の状況

1 収支状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
指定管理料収入	75,984,000	人件費	32,705,446
利用料金収入 (自主事業に係る施設利用料を含む)	22,694,196	施設運営費	59,605,963
自主事業収入	26,242,548	事業費	16,980,568
スポーツ振興施策推進事業	1,074,597	(内スポーツ振興施策推進事業経費)	(1,074,597)
その他(インボイス対応)	214,750	その他	260,435
施設利用料の補てん	42,300	一般管理費	8,009,833
収入合計	126,252,391	支出合計	117,562,245
		収支差額	8,690,146
		合計(支出合計+収支差額)	126,252,391

(注1) 修繕費は指定管理者が預り金として管理しており、修繕費を充てるべき修繕に係る収支は計上していない。

(注2) 対象施設に係る経費のみを計上している。

(注3) スポーツ振興施策推進事業は余剰金(25,403円)清算後の額

第4 事業の実績

1. 開館日数：349日

(休館日：毎月最終月曜日及び12月30日～1月3日)

2. 開館時間：午前9時00分～午後9時30分

3. 年間利用状況

場 所	区 分	件 数	人 数
競 技 場	団 体 貸 切	654 件	25,346 人
	個 人 利 用		3,699 人
	自 主 事 業	201 件	1,407 人
	計	855 件	30,452 人
体 育 室	団 体 貸 切	430 件	6,334 人
	個 人 利 用		726 人
	自 主 事 業	1,132 件	7,613 人
	計	1,562 件	14,673 人
温 水 プ ー ル	団 体 貸 切	260 件	7,219 人
	個 人 利 用		19,731 人
	自 主 事 業	1,213 件	11,085 人
	計	1,473 件	38,035 人
合 計	団 体 貸 切	1,344 件	38,899 人
	個 人 利 用		24,156 人
	自 主 事 業	2,546 件	20,105 人
	合 計	3,890 件	83,160 人

IV 公益社団法人豊島区シルバー人材センター

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

- (1) 名 称：公益社団法人豊島区シルバー人材センター
- (2) 所 在 地：豊島区東池袋二丁目 55 番 6 号
- (3) 代 表 者：代表理事（ 会 長 ） 米倉 義明
代表理事（副 会 長） 小松原 義親

2. 目 的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3. 事 業

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前記事業の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

4. 組 織（令和6年4月1日現在）

役員 12 名（理事 10 名、監事 2 名）
職員 23 名（正規職員 8 名、嘱託職員 5 名、臨時職員 10 名）
会員数 1,562 名（令和5年度末）

5. 監査対象区分

補助金等交付団体

第2 補助金等交付の内容

区はセンターに対し、「公益社団法人豊島区シルバー人材センター補助金交付要綱」に基づき、センターの運営に要する経費のうち職員の人件費を含む管理費及びセンターが実施する事業のうち区長が認める事業費に係る補助金を交付している。

1. 補助金の執行状況

令和5年度は、概算払いにより合計47,092,689円が2回に分けて交付された。補助金交付確定額は42,453,838円であり、概算交付額を下回ったため、その差額4,638,851円は区へ返還された。

(単位：円／％)

区 分	補助対象項目	概算交付額	確定額	差引額	返還額
管理費	職員人件費（6名）	44,392,689	39,753,838	4,638,851	4,638,851
	小 計	44,392,689	39,753,838	4,638,851	4,638,851
事業費	高齢者・障害者支援サービス事業経費	500,000	500,000	0	0
	安全就業推進費	200,000	200,000	0	0
	家事援助サービス事業費	2,000,000	2,000,000	0	0
	小 計	2,700,000	2,700,000	0	0
合 計		47,092,689	42,453,838	4,638,851	4,638,851

2. 補助対象事業の実績

主な事業の実績は以下のとおりである。

(1) 高齢者・障害者支援サービス事業費

受 託 件 数	28 件
就 業 会 員 数	30 人
金 額	901,373 円

(2) 家事援助サービス事業費

受 託 件 数	755 件
就 業 会 員 数	72 人
金 額	8,350,908 円

(3) 安全就業推進費

開催日	内 容	参加人数
5月24日(水)・25日(木)	熱中症予防講座(学童向け)	95 人
6月28日(水)	熱中症予防講座(会員向け)	51 人
12月12日(火)	安全大会	167 人
11月8日(水)	体力測定会(3回開催)	延 53 人

第3 決算の状況

1. 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
流動資産	132,959,810	流動負債	76,931,256
固定資産	93,281,803	未払金	74,847,324
特定資産	82,376,048	前受金	332,364
固定資産取得資産	1,022,057	預り金	416,826
財政運営資金積立資産	60,070,687	リース債務	1,334,742
退職給付引当資産	5,033,304	固定負債	9,695,624
納税資金積立資産	16,250,000	退職給付引当金	5,033,304
その他固定資産	10,905,755	リース債務	4,662,320
		負債の部合計	86,626,880
		指定正味財産	0
		一般正味財産	139,614,733
		(うち特定資産への充当額)	(77,342,744)
		正味財産の部合計	139,614,733
資産の部合計	226,241,613	負債及び正味財産の部合計	226,241,613

第4 事業の実績

- (1) 会 員 数 : 1,562 人
- (2) 就 業 率 : 76.2%
- (3) 契約金額 : 775,073 千円

V 一般社団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント

第1 団体の概要

1. 名称、所在地、代表者及び資本金

名 称：一般社団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント
所 在 地：豊島区東池袋一丁目 18 番 1 号
設立年月日：平成 30 年 6 月 26 日
代 表 者：代表理事 安井 崇

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

- (1) 名 称：豊島区立中池袋公園
- (2) 所在地：豊島区東池袋一丁目 16 番 1 号

2. 指定期間

令和元年 7 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

3. 指定管理料

「令和 5 年度 豊島区立中池袋公園の管理運営に関する協定書」に基づく
支出

令和 5 年度指定管理料：40,826,468 円（年度協定第 4 条）

（にぎわい創出に関するイベント事業費 10,000,000 円を含む。）

4. 指定管理業務の範囲

(1) 運営に関する業務

- ア 物件を設けない占用の許可に関する業務
- イ 緊急時対応に関する業務
- ウ にぎわい創出に関するイベント業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) その他の業務

第3 決算の状況

1. 収支状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入		支出	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
指定管理料	40,826,468	人件費	8,471,400
占用許可使用料	333,269	施設運営費	17,303,788
		事業費	9,334,000
		その他	600,158
		一般管理費	0
収入合計	41,159,737	支出合計	35,709,346
		収支差額	5,117,122
予算超過分占用許可使用料の半額※ ¹	90,135	指定管理料返還額※ ²	5,207,257

※1 年度協定書第8条第1項により占用許可使用料の予算額を上回った額は区と指定管理者で折半する。

※2 年度協定書第8条第1項により収支差額の全額を区に返還する。

第4 事業の実績

1. 開園日数：365日

2. 開園時間

午前7時30分～午後10時 ※10月8日以降トイレ区域のみ全日
(イベント等での占用利用可能時間は、午前9時～午後8時)

3. 占用許可による利用実績

申請区分	利用料	利用時間(件数)	利用料収入
イベントによる利用	免除	37日	
	有料	0日	0円
撮影による利用 (3時間まで)	免除	6時間	
	有料	11.5時間	172,574円
自主事業による利用	占用有	11件	160,695円
	占用無	3件	

